

紋章の比較研究

Comparative Studies on Heraldry

奥平 志づ江

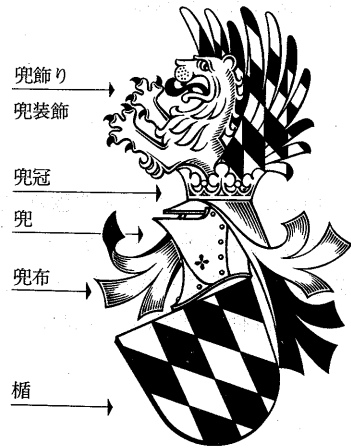
第一章 はじめに

紋章は紋様（図柄）で表わした章（しるし）であり、言い替えばシンボルマーク（標章）である。シンボルの対象は人又はその集団であり、個人から国、国際機関まで紋章で象徴される。

紋様は文字より古く、象形文字の原形であり、森羅万象すべてがそのモチーフになる。天地紋、動植物、器物等を単独に象ったもの、文字を圖案化したもの、その組合せなど多種多様である。紋様は衣服や身近な器物、鏡、刀剣、兜、鎧、盾等の武器や、旗、幟、馬具、乗物、建築物、更には証書、記章、貨幣、勲章、商標（ブランド、トレードマーク）等に識別の目的で表示される。

日本古来の紋章を「家紋」又は「紋どころ」とも言う。ヨーロッパの紋章学者はヨーロッパ古来の紋章（トーナメント紋章学の規定を満足する完全紋章）を正しい紋章（英語では HERALDRY, BLAZON, ARMORIAL, BEARINGS, FAMILY CREST）として、それ以外の紋章（EMBLEM, BADGE, SYMBOL, TRADEMARK）と区別している。文字の普及しなかった頃は、紋章と印章の区別がなかった。後に、識別の目的で紋章を、認証効果のためには印章をを使い分けるようになってからも、紋章の図柄を印章に、印章の文字を紋章に採り入れたようである。聖刻文字を楕円で囲った古代エジプトのツタンカーメン王（紀元前14世紀）の印章は紋章を兼ねたものであり、沖

縄で家紋を屋判（ヤーバン）と云うのは紋章を印判として用いたからであろう。又、単純な紋章は、秘密組織の会員や罪人を識別するための烙印、入墨紋にも利用される。



完全紋章



ツタンカーメンの印章

紋章は、地域、時代の社会体制と工芸技術の水準に応じて発展したもので、日本では仏教を中心とする大陸文化が伝来した6世紀頃（大和朝時代）に彫像、仏具の工芸品に施された紋様を選んで器物に表示したこと、中国では紀元前11世紀の周の時代に、着衣の色と紋様、数によって、着用者の身分、階級を識別したこと、西洋では12世紀の十字軍の遠征の頃に、武器、馬具等に印した色、紋様によって軍団、宗派を識別したことが紋章の発展を促したようである。紋章は、先用と専用特権によって識別の目的を果し、着用者又は表示する器物の家系、所属、出所（ルーツ）、権威を誇示することに役立ち、商品に表示することによって、装飾、信用、宣伝の効果と独占販売の利益を生むなど、紋章の効用は大きい。特異な例であるが、中世のヨーロッパで、フリーメーソンと呼ばれる熟練石工の秘密結社の会員が、国境を越えて工事に参加する場合に、秘密に登録された紋章を身分証明書に代りに提示してフリーパスできたことも知られている。

家紋は個人紋をベースにして作られるのが普通であり、個人紋がそのままの形で、或は原型 + α （改変）で直系、傍系の子孫に継承される場合に、これを家紋と言う。紋章の使用が王侯貴族に始まったことは、発生した時代と地域の隔たりに関係なく共通の現象であるが、その後の発展には差異が見られる。紋章がシンボルの対象と運命を共にするのは当然であり、武装の近代化がヨーロッパ古来の紋章の衰退を招き、中国やエジプトで、王室の滅亡とともに紋章が断絶したことは、これを物語るものである。又、社会体制の民主化にともなう政治、経済活動の活性化が標章類の発展を促し、今日の紋章文化が形成されたことも事実である。

ヨーロッパでは、13～14世紀に市民権が大幅に認められてから、登録印章と同じ図象の市民紋章が普及した。日本では始めから紋章の法的規制がなかったために、江戸期以降、家紋の使

用は一般庶民にも拡がり、第二次世界大戦後、都市、会社等の紋章や商標類の使用もヨーロッパ並みに多くなった。

日本とヨーロッパの古来の紋章は今日の紋章文化の二大源流と言える。両者は時と所を別にして無関係に発生したものであるが、長い間、洋の東西において、華麗な紋章文化の花を咲かせたのである。最近見られる諸種の紋章の図象は、日本とヨーロッパの古来の紋章をベースとしてデザインされたものが多い。

したがって、両者の歴史的背景と代表的な図象を比較して、諸種の紋章を観察すれば、二者の特質と紋章文化の流れを理解することができる。要約すればヨーロッパの紋章は、武器特に盾をベースとして展開した派手な図象で、金属的な硬い感じであるが、これに反し、日本の紋章は主に植物、花卉等の図柄を丸、四角、菱形の枠内に浮き出させた優美で柔かい感じのものが多い。華麗な感じは共通しているが、感覚的な相異点があるまま両者の紋章文化の特質であると考えられる。

第二章 日本の家紋

1. 歴史的背景

紋章が広く使われるようになったのは平安時代の末頃（12世紀）である。当時の公家達はその家紋を乗物（牛車）や調度品につけ、各家庭の専用として、自他共に認め合った。武士は戦いの折に、味方の目印として旗や幕に家紋をつけたが、鎌倉幕府以後は、合戦の度に使用され、家紋の利用は急速に拡まった。武士の働き振りは、その家紋によって明らかにされ、論功行賞にも役立ったものである。室町時代には家紋の種類も殖え、様々な変種も見られる。天皇が信任厚い下臣に、贈る家紋を下賜紋と言ひ、武士の子孫は、それを名誉として永く受継いだと言われる。亀山天皇以来、徳川時代まで皇室が代々の将軍に菊、桐紋を下贈するのが通例であ

ったが徳川家康は皇室御下贈の菊紋を辞退した。家康が葵紋を専用とし、同一紋の使用を厳禁したことは、葵紋の絶大な効果を意図したためであろう。豊臣秀吉は下賜された桐紋を大阪城にも印して、その権威をPRし、家来にも広く分け与えたので、桐紋は普及した。江戸時代は平和が続き、生活にも余裕が出来たため、家紋は益々装飾的傾向をもつようになった。始めは武士が身分と威儀を正すために袷に目印として用いる程度であったが、輪郭を飾り、紋様を加え、優美なデザインを考案して、替紋を作り、非公式の場合にはこれを用いた。替紋を作った場合に、元の紋を定紋（じょうもん）と云う。

定紋は、幕府に届けて、妄りに変更することは許されなかったもので、これを正紋又は本紋とも言い、旗や幕にも印したので、武功の紋とも呼んだ。此の頃には、一般の庶民も武士に倣って家紋を使うようになった。彼等は家格、苗字（明治3年、平民に苗字は許された）も無かったから、歌舞伎役者や遊女などが称号と共に用いた紋を真似たりして、安易な気持ちで家紋を作り、装飾的感覚で、これを誇りにした。幕府もこれを咎めず、「葵の御紋」以外は殊更に拘束しなかった。想思の男女が、双方の家紋を組合わせて作った比翼紋は此の時代に生まれた。加賀紋（色付きの紋）、伊達紋（文字、絵入り）、鹿の子紋（絞り染）なども考案されて、江戸の遊人たちは「粹^{イキ}」と「伊達^{イダテ}」振りを誇ったものである。明治になって幕藩体制が崩れたために紋章の効用は薄れ、洋服の着用が増えたと共に家紋の使用も減った。第二次世界大戦以後、家族、世襲の制度は失われたが、最近、雛人形や五月人形に、婚礼の衣裳や家具等に家紋復活の兆しを見ることが出来る。

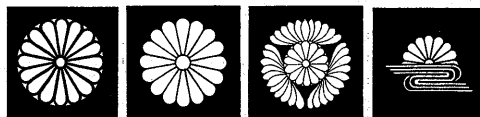
2. 主な図象

家紋の基本的パターンは、菱形、三角、亀甲、縞、格子、波形等の幾何学的模様、雲、霞、日月等の天文、山、川、海、岩石等の地文、ぼたん、蓮、ぶどう、ざくろ、菊、松、竹、梅、百

合、藤等の植物、孔雀、おしどり、雁、獅子、馬、蝶、とんぼ等の動物、楽器、食器、矢羽根等の器物を図案化した単独又は組合せの図柄で、これに丸とか四角を加えたり、一部を省略したりして約7000種以上に殖えている。庶民が農具、下駄、傘、提灯、木材、牛馬、船の帆等に印した家紋には実用的で簡略な図柄が用いられた。又、武士が戦争で旗や幟に表示して遠くから味方を識別するためにも適当な図柄と色が選ばれた。次に最もよく知られた家紋の代表的な図柄を示す。

(1) 菊紋

鎌倉期の始め、後鳥羽上皇は、衣服から調度品、懐紙、車、刀剣類に至るまで菊紋を付けられたので、朝臣の人々はこの紋の使用を遠慮し、後深川、亀山の二上皇、御宇田天皇もこれを受け継いだために、菊紋は天皇家の御紋となった。後醍醐天皇が楠正成に賜わったのは菊水紋である。



天皇家 十六菊 高松宮家 菊水

(2) 桐紋

桐は鳳凰の棲む尊い木として信仰された。桐紋は菊紋と同様に天皇家の御紋として、臣下は使用出来なかったが、後醍醐天皇が建武の新政に武功のあった足利尊氏に桐紋を下賜され、尊氏は更に下臣に分け与えたので、江戸期には多くの大名、幕臣が桐紋を用いた。



五三桐 五七桐 上杉桐

(3) 葵紋

戦国時代には松平、伊奈、島田の諸氏が葵紋を用いていたが、いずれも賀茂神社の神主、氏子であった。江戸期に入り葵紋は徳川家一門の占用紋として定着した。



徳川葵 尾州三つ葵 本多立ち葵

(4) 藤紋

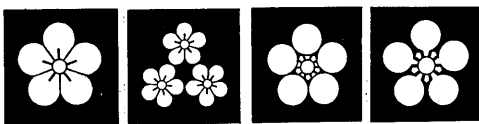
藤紋は藤原氏の家紋で、その流れをくむ内藤一族の下紋は「下り藤紋」であるが、那須藤紋、加藤藤紋は「上り藤紋」である。この外に花藤紋、枝藤紋、藤に胡蝶紋、桐、杏葉を加えた合成紋もある。特に三河地方には藤紋が多く、熊野神社の神宮鈴木一族の家紋も藤紋である。



上り藤 安藤藤 下り藤 内藤藤

(5) 梅と梅鉢紋

梅は色と香りの良さで昔から好まれ、菅原道真公とも縁が深いので、天満宮は梅紋を神社紋としている。又、氏子の筒井、平氏の家紋でもある。



梅 尻合わせ三つ梅 梅鉢 加賀梅鉢

(6) 沢瀉紋

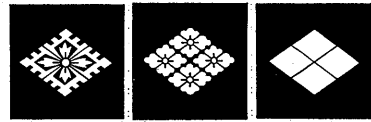
オモダカは食用にする慈姑ツツイを図案化したもので、武將は「オモダカ勝草」との縁起をかついで、これを家紋にした。



沢瀉鶴 向う沢瀉 丸に立ち沢瀉

(7) 菱紋

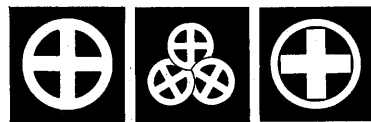
菱紋様は正倉院御物の織物にも見られる古い図柄で、衣服の紋様にも多く用いられた。これから複雑な割菱、唐花菱、武田菱（武田信玄の用いた紋）などの図柄も生れ、多くの大名が家臣にも分け与えたので菱紋は拡まった。



大内菱 四つ花菱 武田菱

(8) 十字紋、轡紋

高山、中川、池田氏などのキリシタン大名が十字紋を用いた。十字紋は久留子紋とも言い、島津氏も始めはこれを用いたが、江戸期に幕府がキリスト教を禁制したため「丸に十字久留子紋」に変えた。轡紋クワは、馬の口に含ませる口輪の形をとったもので、大草、後藤、久保田の諸氏が用いた。



轡 三つ捻じ轡 丸に十字久留子

(9) 木瓜紋

木瓜紋は窠紋とも言う。窠は鳥の巣を意味する。窠の紋様は平安朝時代の織物や絵巻物などにも見え美しいのでこれを用いた大名も多い。徳大寺、織田、遊佐、秋本、熊谷、朝倉、大平、池田の諸氏の家紋である。



木瓜 丸に木瓜 竪木瓜

(10) 巴紋

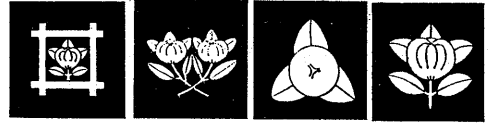
巴は勾玉(マガタマ)の形で子孫繁栄を意味し、神社仏閣の紋として多く用いられている。又、渦巻から流水の意をとって、防火のマジナイとしても使われた。巴は日本ばかりでなく十字や卍(マンジ)と共に古代人に共通した信仰の紋様である。



渦巻き巴 右二つ巴 右一つ巴

(11) 橘紋

橘は蜜柑の野生種で奈良時代には貴族の庭に植えられ、「左近の桜と右近の橘」の風景は平安時代にも続いた。タチバナ紋は橘氏の代表家紋であり、藤原氏にもある。「見聞諸家紋」には薬師寺、小野氏の紋章として記載され、戦国時代には柴田氏、徳川時代には井伊、久世、黒田、松平の諸氏と90余家の旗本が橘紋を用いたと伝えられる。日蓮宗寺院に用いている「井筒に橘」の紋は日蓮が井伊氏と同じ系累であることを示すものと思われる。



日蓮宗橘 違橘 向橘 橘

(12) 牡丹紋

牡丹は中国を代表する花で「百花の王」「富貴花」などと言われ、日本に渡来したのは奈良朝の頃といわれる。牡丹紋は近衛、九条家、鷹司、灘波氏の紋所で、菊、桐紋に次いで格式の高い紋と評価されている。又、興福寺、大乘寺、本願寺、総持寺などの寺院紋でもある。



枝牡丹 伊達牡丹 杏葉牡丹 鷹司牡丹

(13) 竹、笹、雀紋

竹と笹は元来慶祝に用いられる。竹、笹に雀紋は勤修寺、甘露寺、清閑寺、梅小路、坊城、中御門家などの紋である。又、上杉、伊達、最上、山口、桜井、新井氏等もこれを家紋にした。



丸に篠付き切り竹笹 上杉笹 仙台笹 勤修寺笹

(14) ^{リンドウ}竜胆紋

リンドウは高山の山頂でも見られる可憐な紫色の花である。葉が笹に似ているので「笹リンドウ」とも言うが、笹とは別のリンドウ科の多年草で、中国ではその根が竜の胆のように苦い

ので竜胆という。「笹リンドウ」は村上源氏の紋章で、村上天皇の皇子、具平親王^{トモヒラ}に始まる。徳川時代になって、中院、六条、岩倉、千種、東久世、久世、植松氏等がリンドウ紋を用いた。又、宇多天皇の皇子敦美親王^{アツミ}の子孫である五辻、庭田、綾小路、大原、慈光寺、清和源氏、藤原氏の家紋もリンドウ紋である。



栖鳳竜胆 慈光寺竜胆 杏葉竜胆

(15) 柏紋

柏餅を包む柏の葉は神に供える食器としても使用されたことから、公家の^{ウラベ}卜部氏と吉田、藤井、萩原、山内、蜂須賀、中川、牧野氏が用いた。



三柏 三柏 抱柏

(16) 蝶紋

蝶は美しさ故に、洋の東西を問わず紋様に選ばれた。動物紋の中で最も多く、そのバリエーションは素晴らしい。平家の代表家紋で西洞院、平松、長谷、交野、石井の公家が用い、戦国時代になると関、伊勢、織田、池田の諸氏も用いた。細緻、優美な揚葉蝶の紋は、平家以外にもひろまった。



揚羽蝶 揚羽蝶 月形蝶

(17) 銭紋

永楽銭は永楽を願うの意で、六連銭は仏教の六道（地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上）を意味する。六道の衆生を救済してもらうので六連銭の形になった。真田、浦野、阿部、海野、八島、八木、小野氏等、信濃を中心とした滋野氏の一族が銭紋を用いた。



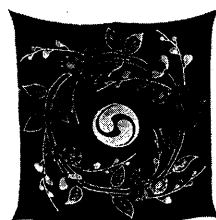
寛永銭 永楽通宝 六連銭

3. 沖縄の家紋

沖縄では1429年（室町時代）佐敷の豪族尚巴志が郡島を統一して琉球王国を形成し、その後第二尚真王は諸制度を整え、文化振興にも力をつくした。当時の首里王家で用いられた織物、什器類に巴の家紋が見られる。



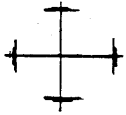
朱塗鳳凰沈金曲入れ



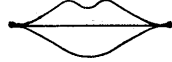
桜に二つ巴模様びんがた風呂敷（麻）

沖縄では家紋を屋判（ヤーパン）という。家判は王族や地頭職（本土の庄屋に当る人）、島長（しまおさ、宮古島では豊見親という）等の士族に限られており、一般庶民には用いられなかったようである。意外なことに、石垣島から船で20分程の竹富島で数多くの屋判を見付けることが出来た。竹富島の屋判は、文字の普及しなかった頃に、士族から人々に与えられたもので、織物上手の人には、表彰の意味を以って糸

車の屋判が、又、美人の系統の家には愛と美を意味する唇の形をした屋判が与えられた。この種の屋判は何れも南国的で素朴な楽しさを感じる。



車の屋判



唇の屋判

屋判									
家名									
認定									
屋判の形体									
添盛屋	黒島屋	友利屋	栗盛屋	新盛屋	通事屋	細原屋	千盛屋	慶田盛屋	上問屋
航海上手の人	升使上手の人	米作上手の人	栗作上手の人	働き上手の人	大工上手の人	税の完納者	織物上手の人	役人の賭美女	役人の賭人
蛇の印	升の印	田四反の印	栗二俵の印	鞆二丁の印	家の印	升手播の印	車の印	目と口の印	日傘の印

主な屋判の例 (竹富島)

第三章 ヨーロッパの紋章

1. 歴史的背景

ヨーロッパの紋章の主流はドイツ帝国の紋章(WAPPEN)である。12世紀の中頃、十字軍が敵、味方の識別のために、武装騎士の装いの中で最も見易く、彩色を施し易い所として盾を選び、それに紋様を描いたのが、ヨーロッパの紋章の始まりで、戦士の紋章とも言われる。その後、トーナメント(王室と貴族社会のスポーツ大会として、王の御前で催された騎馬戦)の回を重ねる度に、騎士の紋章は華やかさを加え、表示部位も盾から兜、鎧、馬衣へと拡がり、紋

章の構成は、兜飾り、兜布を含むもの(完全紋章)として規定された装飾性の強いトーナメント紋章に変わった。トーナメントの初期(12~13世紀)に、場内整理や、伝令、呼び出しで監督官の手伝いをした身分の低い使い走りが、トーナメントに先立って行なわれた兜ショーで、出場騎士の紋章を調査して出場資格を審査し、トーナメントの記録、報告書の提出、紋章系譜(紋章集)の作成等の責任と権限を一手に掌握する紋章官(HERALD)の地位に登りつめた頃(14世紀)に、トーナメント紋章学は確立し、ヨーロッパの紋章文化は最も華やかに開花した。又、トランペットを合図に、紋章官が声高らかにトーナメント出場騎士を呼出して、その紋章について説明したので、ドイツ語のBLASEN(ラッパを吹くの意)がフランス語のBLAZON(紋章又は紋章説明の意)になり、更に英語のBLAZON(紋章の意)に変わったと言われる。又その他の国の紋章の語源にはドイツ語が多く、紋章の図象が殆んど盾をベースにしてデザインされていることは、ヨーロッパの紋章の流れを示すものである。武器の発達にともなう武装の変化は、当然トーナメントに影響し、16世紀にその終局を迎える。古来の紋章も、トーナメントと運命を共にして衰退し、紋章官は、遂に、その職務を紋章官庁に譲った。一方、12世紀末には、身分の低い市民階級の間にも、印章の必要性から、印章に用いる図象と同じ紋章を所有するものが多くなった。これが市民紋章の始まりである。14世紀には市民の権利は一段と認められ、紋章の所有(登録、証明)も義務づけられ、市民意識も一層高揚したため、手工業者の紋章、農民紋章、聖職者の紋章、その他、団体、自治体(州、市、町)の紋章も相次いで発生し、古来の紋章と同時期(14~16世紀)にその全盛期を迎え、その後も続いた。然し18世紀末期のフランス革命以来、一般市民の紋章に対する関心は薄れて、紋章の衰退期に入る。19世紀末には美術、工芸の振興にともなう

美意識の向上とともに、紋章に対する関心は再び高まり、紋章文化の再生期を迎える。20世紀になって、実利主義的思想が台頭し、特に第二次世界大戦後は自治体、商工業者の紋章は急激に増加し、宣伝、広告的なコマースの紋章時代に入った。ヨーロッパの紋章、特に古来の紋章、自治体の紋章等の図象を色抜きで理解することは困難であるが、ここではモノクロ（単色）でそのいくつかを紹介する。

2. ヨーロッパの国々の紋章

(1) ドイツ連邦共和国

西ドイツは第二次世界大戦後、11の新しい連邦州で構成されているが、それぞれの州、都市等の自治体の紋章や、一族の紋章には、今でも中世の紋章全盛時代の歴史的紋章のモチーフを採用しているものが多い。



ミュンヘン市章（小紋章）



5 マルク硬貨



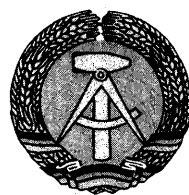
ミュンヘン市章（大紋章）

(2) ドイツ民主共和国

東ドイツは伝統的な紋章の形式を放棄し、ソビエト連邦の革命的な紋章の型式にならって各種の紋章を定めているが、昔の町、共同体、一族の家紋等に対する関心が最近高まってきたと言われる。



ブランデンブルグ州紋章



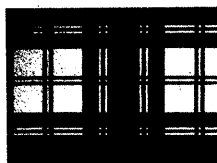
ドイツ民主共和国

(3) イギリス

伝統的意識の強い国だけであって、今日でも紋章の公的機関による管理と紋章登録の義務及び法律による紋章の保護が行なわれている。又、紋章のモチーフの豊富さにおいてイギリスを凌ぐ国はないと言われる。スコットランドの紋章は、独自の紋章機関で管理され、相続した家紋も含めて、すべて登録の義務がある。又、識別容易な紋章バッジとタータン・チェックの紋様との組合せは、スコットランド独特のものである。



イギリス王室



タータンチェックと紋章

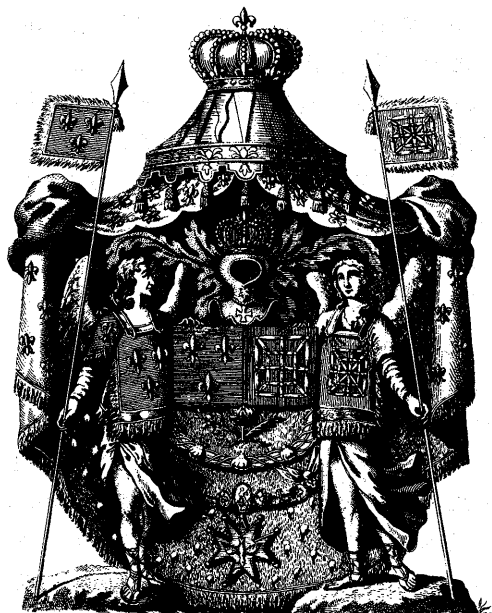


スコットランド氏族首長の紋章 ウェールズ皇子のバッチ

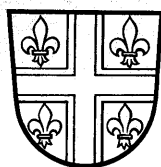
(4) フランス

フランスでは紋章は装飾品並みに扱われて、古来の紋章に対する関心は非常に薄れたと言われる。然し、18世紀以前のフランス王の紋章の華麗さは他に類がない。特にルイ14世の豪華な標章、記章（王位を表す）、全面に装飾を施した紋章マントや紋章幕は見事である。

フランスの紋章は現在でも半円形の盾をベースにしたシルトハウプトの紋章が殆んどである。紋様のモチーフにはフランス王の紋章に現れた「十字」と「百合」が多い。又完全紋章の兜飾りと兜布の替りに、羽根付きの帽子（トーク）が用いられた。



フランス王室紋章1790年



フェランド市の紋章



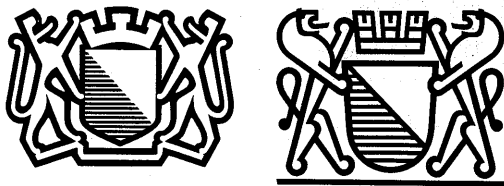
伯爵，地主の紋章



トーク帽

(5) スイス

スイス人は世界中で最も紋章好きだと言われるだけあって個人紋、自治体の紋章等すべてが表現力にとみ、明確で簡潔なものが多い。又、紋章を構成する兜の替りに、自由のシンボルであるウイリアム・テル帽が多く用いられている。スイスの民家、建築物は今でも個人や団体の紋章で飾られているものが多い。



チューリッヒの紋章

(6) イタリア

数多くの都市国家、小国家の権力闘争と歴代の教皇や枢機卿達の豪華趣味の故に、過去の紋

章の発展が促されたようである。イタリア紋章の図象には、神話からモチーフをとったものが多く見られる。又、イタリア程、紋章管理のルーズな国はないと言われ、同一紋又は類似の簡単な紋章や外国の紋章に酷似したものも多い。アーモンド型や楕円形の小円楕に党派章を取り入れた紋章はイタリアの紋章の特色である。



15世紀の盾



近代の紋章



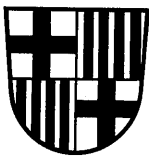
ユリの紋章



古代ローマ人の盾

(7) スペイン、ポルトガル

スペインとポルトガルの紋章は、フランスの流れを引くもので、多紋地、半円形の盾に描かれたものが多い、ポルトガルはスペインに比べて簡単なのが特徴である。その図象の多くは、ムーア人の圧政からの解放の喜びを表現していると言われる。



バルセロナ市の紋章

(8) オランダ

オランダは、スイス、イギリスと並んで紋章に関心の深い国であるが、他の国々の影響を強く受けた歴史を持つ国だけに、紋章にも余り特色は見られない。貴族の紋章は、現在も公的に登録し保護されているが、市民の紋章は全く保護を受けない。オランダ紋章によく見られる単頭或いは双頭の鷲の図象は、神聖ローマ帝国への所属を暗示し、奇形の小鳥等の図象はフランスの古来の紋章に由来すると言われる。



アムステルダム市紋章



金地に黒の双頭ワシ



クロウタ鳥

(9) ベルギー

オランダ王国から分離独立（1830年）した国であるから、その紋章にはオランダ同様、ヨーロッパの多くの国々の影響が見られる。



гент市の紋章



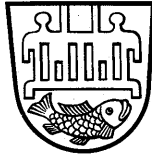
ベルギー王家の紋章

(10) デンマーク

デンマークの紋章は最もドイツの影響を受け、特異性はあまりない。その図象には塔、建築物、人間をモチーフにしたものが多く、新しいものには航海と漁業の図象も見られる。



ヘルシンガー市の紋章



スカーゲン市の紋章



1634年金貨

(11) ノルウェー

デンマークと同一の連合王国を形成していた(1380~1814年)ので、その紋章はデンマークと同一形式のものが多い。農民紋章はこの国の典型的なものと言われる。又、紋章の継承と新紋採用は一切自由で、誰でも、何時でも、好きな紋章を選び変えることが出来、紋章に関する通念、定説がない。



ヴィツキナー市の紋章

(12) スエーデン

スエーデンの紋章は、ドイツ系の移民によって普及、発展したもので、ドイツの紋章に倣ったものが多い。その特色は国家色の青と黒と白を用いたコントラストの強い紋様と大鹿のような自然界の際だったモチーフ、そしてポスター的な簡潔な形と色である。



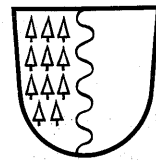
リティンゴ市紋章



オスターズンド市紋章

(13) フィンランド

フィンランドは、1809年にロシアに征服されるまで、スエーデン帝国の一部であったため、その紋章は、スエーデンと殆んど同様であるが、1917年に独立を戦いとるまで、ロシアの影響はあまり見られない。自治体の紋章には簡素で卓越した独特のものも多く、最近とくに注目を浴びている。

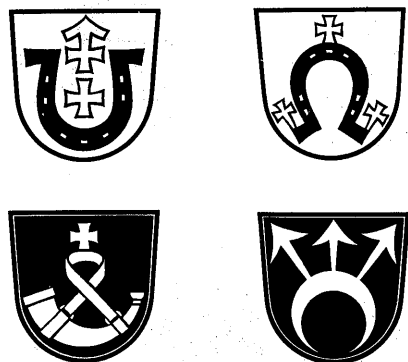


クリストウナ市紋章(森と湖)

(14) ポーランド

ポーランドの紋章は他の国々と全然関係のない独自のものであったと言われる。この国で紋章を所有する者は大部分が貴族で、彼等は200位のグループに属し、各グループは共通の紋章(ワッペン)を所有し、氏族とは無関係の場合が多かった。紋章の図象は、抽象的、幾何学的の紋様のものばかりであったが14世紀に、西ヨーロッパと交流してからは、蹄鉄、矢等の具

体的、現実的な紋様も見られるようになった。石工組合の秘密結社（フリーメーソン）の紋章も、ポーランド独特の図象のものであったと推測される。社会主義国家で、古い伝統的な紋章を所有し続けていることは注目に値する。



ポーランドのヘルプ

(15) チェコスロバキヤ

第一次世界大戦後（1918年）に独立国家として誕生したチェコスロバキヤ共和国では、昔日の支配権のシンボルであるパプスブルグ家や、オーストリア皇帝の紋章を連想させる図象のものは、すべて都市、建物から除かれたが、ドイツやオーストリアの紋章の特質とポーランド、トルコ風のモチーフからなる古来の紋様が切手等に見られる。



紋章記念切手

(16) バルカン諸国

数世紀の間、トルコの支配下にあったバルカン諸国（ルーマニア、ブルガリヤ、ギリシャ、ユーゴスラビヤ）は19世紀に、それぞれ独立するが、ブルガリヤ以外は西ヨーロッパの紋章に類するものは殆んど見られず、ギリシャを除いて、ソビエト連邦を模範とする社会主義人民共和国の国章を所有するようになった。

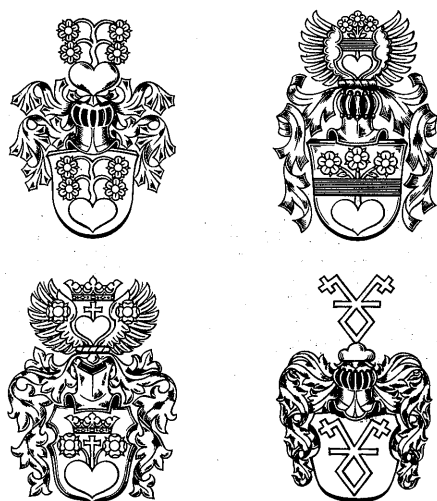


竜の勲章ブルガリヤ

ギリシアの戦斗盾

第四章 諸種の紋章

次に古来の紋章以外の各種の紋章類と最近の標章類を次に例示する。



市民紋章



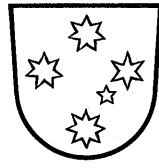
パン屋



刀カジ屋



メガネ屋



ビクトリア市



ベルリン市



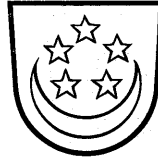
電気屋



仕立屋



石工・彫刻家



シンガポール市

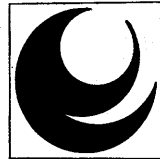
手工業者の紋章



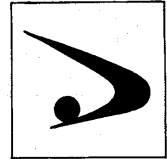
農民印章，紋章



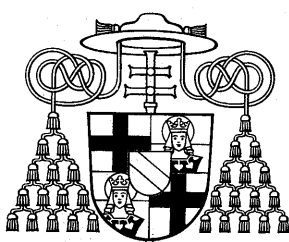
ロンドン市



広島県



秋田県



聖職者の紋章



松坂市



茅ヶ崎市

地方自治体の紋章

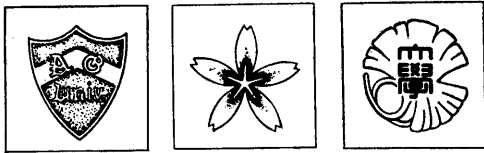


ケンブリッジ大学 オックスフォード大学

パリ大学

第五章 むすび

日本の紋章と西洋の紋章の特徴は紋章が生れ育った環境条件の相異から生じたものである。大陸における異教徒、異民族間の絶えまなき戦いと島国での同一民族間の勢力争い、物質文明の進度の差による武装の差異、キリスト教文化と仏教文化を背景とする思想、表現法の相異が紋章の図柄、色、表示法の差異となって現われたものであろう。言い替えれば、異質の文化が、夫々の紋章を生み、風俗即ち生活様式（衣、食、住）を作ったものであろう。カラフルで豪華な西洋の紋章に比べ、日本の紋章は単色で簡素なものが多く、恰も油性ペイントで描いた洋画と墨絵の日本画を比較するような感じである。西洋の紋章は盾、洋服、洋品類にマッチするもので、和服に洋風の紋、洋酒のラベルに和風の紋章ではコーディネートしない。日本の紋章も西洋のそれも、「人と物の顔」であり、着用する人或いは表示される物の性格、身分、出所（ルーツ）を語るものである。紋様は文化交流と自由化が進むにしたがって、混合し、類似し、多用化してきた。又、紋章利用のウエイトも、社会体制の民主化と産業形態の近代化にともなって、家紋から組織の紋章、商標類へと移ってきたものである。物事には功罪の両面があるように、紋章も利用の仕方でもメリット、デメリットを生ずるものである。美しい紋章の下で連帯感、愛社精神を育てて結束し、協力する場合は、輝かしい成果をもたらすであろう。又、入賞の順位、功績の等級、階級を美しい紋様、色、材質の標章で識別することは好ましい。然しパッチ、勲章等を権力の維持、権威の誇示に利用したり、商標権によって競走相手を締め出して利権を独り占めすることは、機会均等と独占禁止を標榜する自由化と民主化の波に逆行することにもなる。著作権や特許権のように、創始、原作のオリジナリティを公的に保護することの必要性は

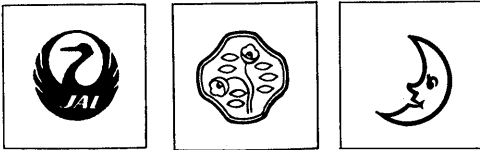


青山学院大学

学習院大学

東京大学

大学の紋章



日本航空

資生堂

花王石鹸



森永製菓

麒麟麦酒

サントリー



剣菱



中村屋

社章、商標

理解出来るが、管理社会が自由な社会活動を規制して権力の温床となる恐れもあるのではないだろうか。強いもの、美しいものに憧れる心理が紋章を育て、文化を高める力をうんだことは慥かであるが、同時に悪用されて民主化を妨げた面もあろう。まことに紋章は人間の欲望と好奇心を誘い出す魔力を秘めた不思議な存在である。

参考文献

- 1) 家紋大図鑑 秋田書店発行 樋口清之監修
- 2) 竹富島誌 法政大学出版局 上勢頭享著
- 3) 王家の谷 法政大学出版局 オット・ノイパー
ト著
- 4) 西洋紋章大図鑑 美術出版社 ウォルター・レ
オンハート著
- 5) 日本の家紋 家政研究15号 奥平志づ江
- 6) 紋章文化へのアプローチ 学術誌 衣生活253号
奥平志づ江